

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の期日等	1
○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の投票及び開票の順序	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長の職務を行う場所	5
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙会の日時及び場所	9
○ 兵庫県議会議員選挙の開票事務と選挙会事務との合同	10
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	10
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	11

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第7号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項、第2条及び第4条第2項の規定により、兵庫県議会議員の任期満了による一般選挙及び神戸市議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり同時に行う。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

- 1 選挙の期日  
令和5年4月9日
- 2 兵庫県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	議員数	選挙区	議員数
神戸市東灘区	3人	たつの市及び揖保郡	2人
神戸市灘区	2人	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1人
神戸市中央区	2人	西脇市及び多可郡	1人
神戸市兵庫区	2人	宝塚市	3人
神戸市北区	3人	三木市	1人
神戸市長田区	2人	高砂市	1人
神戸市須磨区	3人	川西市及び川辺郡	3人
神戸市垂水区	3人	小野市	1人
神戸市西区	3人	三田市	2人
姫路市	8人	加西市	1人
尼崎市	7人	丹波篠山市	1人
明石市	4人	養父市及び朝来市	1人

西 宮 市	7 人	丹 波 市	1 人
洲 本 市	1 人	南 あ わ じ 市	1 人
芦 屋 市	1 人	淡 路 市	1 人
伊 丹 市	3 人	宍 粟 市	1 人
相 生 市	1 人	加 東 市	1 人
豊岡市及び美方郡	2 人	加 古 郡	1 人
加 古 川 市	4 人	神 崎 郡	1 人

3 神戸市議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選 挙 区	議 員 数
東 灘 区	9 人
灘 区	6 人
中 央 区	6 人
兵 庫 区	5 人
北 区	9 人
長 田 区	4 人
須 磨 区	7 人
垂 水 区	9 人
西 区	10 人



**兵庫県選挙管理委員会告示第8号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員及び神戸市議会議員の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

- 1 投票の順序は、次のとおりとする。
  - (1) 神戸市議会議員選挙の投票
  - (2) 兵庫県議会議員選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
  - (1) 兵庫県議会議員選挙の開票
  - (2) 神戸市議会議員選挙の開票



**兵庫県選挙管理委員会告示第9号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

## 1 選挙長

選挙区	住所	氏名
神戸市東灘区	神戸市東灘区御影山手6丁目10番28号	村上雅彦
神戸市灘区	神戸市灘区楠丘町1丁目2番6号 グランディア六甲楠丘302	西博史
神戸市中央区	神戸市中央区港島中町3丁目1番地 ポートアイランド住宅41号棟309号室	谷岡信男
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区湊川町5丁目10番4号	小林和平
神戸市北区	神戸市北区北五葉3丁目8番20-101号	酢原孝
神戸市長田区	神戸市長田区庄田町3丁目5番10-104号	山下淑子
神戸市須磨区	神戸市須磨区稲葉町6丁目2番12号	内橋幹夫
神戸市垂水区	神戸市垂水区塩屋台1丁目13番2号 堀口方	岡平知子
神戸市西区	神戸市西区北山台3丁目3番8号	西富久
姫路市	姫路市林田町林田96番地2	細野開廣
尼崎市	尼崎市七松町3丁目1番1-206号	高屋龍一
明石市	明石市鷹匠町5番8号	富田賢治
西宮市	西宮市今津大東町4番17号	白井啓一
洲本市	洲本市五色町都志万歳397番地7	蓮井慶太郎
芦屋市	芦屋市西山町23番19号	門信雄
伊丹市	伊丹市池尻1丁目269番地	古結眞晴
相生市	相生市大島町3番24号	小林芳成
豊岡市及び美方郡	豊岡市元町3番15号	浮田一雄
加古川市	加古川市加古川町木村541番地の23	坂田吉正
たつの市及び揖保郡	たつの市御津町岩見1324番地2	古西利朗
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市長池町38番地	鹿島博司
西脇市及び多可郡	西脇市黒田庄町福地562番地	村上勇人
宝塚市	宝塚市川面6丁目18番8号	坂下賢治
三木市	三木市別所町石野929番地	平田義則
高砂市	高砂市伊保崎南9番14号	嶋田利朗
川西市及び川辺郡	川西市久代5丁目2番29号	宮路尊士
小野市	小野市敷地町857番地	進藤始
三田市	三田市小野138番地	馬場俊彦
加西市	加西市北条町北条1073番地	岡章雄
丹波篠山市	丹波篠山市西古佐921番地	若狭幹雄

養父市及び朝来市	朝来市山東町末歳 844 番地 1	足立 豊
丹波市	丹波市柏原町田路 578 番地	矢本正巳
南あわじ市	南あわじ市広田中筋 413 番地 3	稲本寛治
淡路市	淡路市佐野 1696 番地	小堀禎員
宍粟市	宍粟市一宮町公文 1090 番地	秋武賢是
加東市	加東市上三草 1197 番地	井村重文
加古郡	たつの市神岡町大住寺 780 番地 5	浪花正典
神崎郡	神戸市須磨区離宮前町 1 丁目 3 番 22-306 号	橋本浩良

2 選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住所	氏名
神戸市東灘区	神戸市東灘区本山北町 2 丁目 8 番 8 号	山本孝子
神戸市灘区	神戸市灘区岩屋北町 1 丁目 5 番 6 号 C.C. 9-101 号	砂川興一
神戸市中央区	神戸市中央区港島中町 3 丁目 1 番地 ポートアイランド住宅 45 号棟 810 号室	谷平浩敏
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区下祇園町 2 番 9 号	高橋佑治
神戸市北区	神戸市北区淡河町北僧尾 1529 番地の 2	藤原元治
神戸市長田区	神戸市長田区花山町 1 丁目 6 番 7 号	磯部満
神戸市須磨区	神戸市須磨区戎町 5 丁目 2 番 9 号	佐々木利雄
神戸市垂水区	神戸市垂水区城が山 1 丁目 10 番 25 号	大塚喜治
神戸市西区	神戸市西区神出町宝勢 1269 番の 2	杉尾良文
姫路市	姫路市網干区新在家 421 番地	吉田善彦
尼崎市	尼崎市七松町 1 丁目 3 番 2-1606 号	高田清十
明石市	明石市藤江 890 番地の 125	村松克行
西宮市	西宮市松下町 4 番 7 号	木村嘉三郎
洲本市	洲本市海岸通一丁目 7 番 13 号	清水久志
芦屋市	芦屋市高浜町 1 番 3-510 号	藤井清
伊丹市	伊丹市鴻池 3 丁目 13 番 7 号	中崎裕弘
相生市	相生市ひかりが丘 5 番地 3	出口吉智
豊岡市及び美方郡	豊岡市日高町岩中 92 番地の 6	川上康則
加古川市	加古川市加古川町溝之口 315 番地	大村敏郎
たつの市及び揖保郡	たつの市揖保川町正條 461 番地	圓尾初彦
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市御崎 54 番地 1	田川英生
西脇市及び多可郡	西脇市和田町 248 番地	嶋田泰子

宝 塚 市	宝塚市すみれが丘1丁目7番1-1014号	佐々木 育 子
三 木 市	三木市別所町小林590番地の1	戸 田 弘 志
高 砂 市	高砂市松陽1丁目3番3号	久木宮 博
川西市及び川辺郡	川西市錦松台6番10号	坪 内 雅 信
小 野 市	小野市池尻町279番地の1	藤 田 陸 海
三 田 市	三田市狭間が丘3丁目15番地4	竹 間 昌 弘
加 西 市	加西市東剣坂町142番地	中 谷 康 孝
丹波篠山市	丹波篠山市上板井746番地	岡 彰
養父市及び朝来市	朝来市生野町口銀谷2010番地	藤 原 康 之
丹 波 市	丹波市山南町太田316番地	中 西 邦 雄
南あわじ市	南あわじ市神代國衛496番地7	池 田 健
淡 路 市	淡路市長畠638番地	岡 公 代
宍 粟 市	宍粟市山崎町上寺13番地13	砂 町 隆 之
加 東 市	加東市高岡509番地7	山 羽 具 微 子
加 古 郡	神戸市西区美賀多台6丁目3番地の2 3-201号	梶 本 智 和
神 崎 郡	加古川市加古川町溝之口125番地の7	糀 谷 英 樹



**兵庫県選挙管理委員会告示第10号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

選挙区	職務を行う場所	左記で職務を行う期間	所在地
神戸市東灘区	神戸市東灘区役所4階大会議室	3月31日	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
	神戸市東灘区役所4階東灘区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市灘区	神戸市灘区役所4階大会議室	3月31日	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
	神戸市灘区役所4階灘区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市中央区	神戸市中央区役所8階801・802会議室	3月31日	神戸市中央区東町115番地
	神戸市中央区役所6階中央区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	

神戸市 兵庫区	神戸市兵庫区役所2階みなとがわホール	3月31日	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号
	神戸市兵庫区役所8階兵庫区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市 北 区	神戸市北区役所7階大会議室	3月31日	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号
	神戸市北区役所7階北区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市 長田区	神戸市長田区役所7階大会議室	3月31日	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
	神戸市長田区役所3階長田区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市 須磨区	神戸市須磨区役所4階多目的会議室	3月31日	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
	神戸市須磨区役所4階須磨区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
神戸市 垂水区	神戸市垂水区役所3階302・303会議室	3月31日	神戸市垂水区日向1丁目5番1号
	神戸市垂水区役所1階大会議室	4月1日以降	
神戸市 西 区	神戸市西区役所3階306会議室	3月31日	神戸市西区糀台5丁目4番地の1
	神戸市西区役所5階西区選挙管理委員会事務室	4月1日以降	
姫路市	姫路市役所北別館1階健康管理室	3月31日午前10時まで	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市選挙管理委員会事務室	3月31日午前10時以降	
尼崎市	尼崎市議会議事堂	3月31日午前9時30分まで	尼崎市東七松町1丁目23番1号
	尼崎市選挙管理委員会事務局(市役所中館5階)	3月31日午前9時30分以降	
明石市	明石市役所103会議室	3月31日午前中	明石市中崎1丁目5番1号
	明石市選挙管理委員会委員室	3月31日午後以降	
西宮市	西宮市役所東館7階研修室1	3月31日午前10時まで	西宮市六湛寺町3番1号
	西宮市役所東館7階選挙管理委員会	3月31日午前10時以降	
洲本市	洲本市役所本庁舎2階201・202会議室	3月31日午前10時まで	洲本市本町三丁目4番10号
	洲本市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	

芦屋市	芦屋市役所第2委員会室	3月31日午前10時まで	芦屋市精道町7番6号
	芦屋市役所選挙管理委員会室	3月31日午前10時以降	
伊丹市	伊丹市役所5階501会議室	3月31日午前中	伊丹市千僧1丁目1番地
	伊丹市選挙管理委員会事務局事務室	3月31日午後以降	
相生市	相生市役所2号館1階会議室	3月31日午前中	相生市旭一丁目1番3号
	相生市選挙管理委員会事務室	3月31日午後以降	
豊岡市及び美方郡	豊岡市役所本庁舎3階庁議室	3月31日午前10時まで	豊岡市中央町2番4号
	豊岡市役所本庁舎豊岡市選挙管理委員会事務室	3月31日午前10時以降	
加古川市	加古川市役所新館9階191会議室	3月31日午前中	加古川市加古川町北在家2000番地
	加古川市選挙管理委員会事務局	3月31日午後以降	
たつの市及び揖保郡	たつの市役所新館202・203会議室	3月31日午前10時まで	たつの市龍野町富永1005番地1
	たつの市役所本館 たつの市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市役所204会議室	3月31日午前中	赤穂市加里屋81番地
	赤穂市役所選挙管理委員会室	3月31日午後以降	
西脇市及び多可郡	西脇市役所中会議室	3月31日午前10時まで	西脇市下戸田128番地の1
	西脇市選挙管理委員会事務室	3月31日午前10時以降	
宝塚市	宝塚市役所4階研修室	3月31日午前10時まで	宝塚市東洋町1番1号
	宝塚市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
三木市	三木市役所5階中会議室1	3月31日午前10時まで	三木市上の丸町10番30号
	三木市選挙管理委員会事務室	3月31日午前10時以降	
高砂市	高砂市役所本庁舎4階402会議室	3月31日	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
	高砂市選挙管理委員会事務局	4月1日以降	

川西市 及び 川辺郡	川西市役所B03 会議室	3月31日午前中	川西市中央町12番1号
	川西市選挙管理委員会事務局	3月31日午後以降	
小野市	小野市役所2階会議室2-4	3月31日午前10時まで	小野市中島町531番地
	小野市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
三田市	三田市役所2号庁舎3階2301 会議室	3月31日午前10時まで	三田市三輪2丁目1番1号
	三田市役所本庁舎4階選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
加西市	加西市役所6階会議室	3月31日午前10時まで	加西市北条町横尾1000番地
	加西市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
丹波篠山市	丹波篠山市役所本庁1階101 会議室	全期間	丹波篠山市北新町41番地
養父市 及び 朝来市	朝来市役所本庁舎4階会議室404	3月31日	朝来市和田山町東谷213番地1
	朝来市選挙管理委員会事務局	4月1日以降	
丹波市	丹波市役所中会議室	3月31日	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
	丹波市役所選挙管理委員会事務局	4月1日以降	
南あわじ市	南あわじ市役所本館2階202・203 会議室	3月31日	南あわじ市市善光寺22番地1
	南あわじ市役所本館3階南あわじ市選挙管理委員会事務局	4月1日以降	
淡路市	淡路市役所2号館3階大会議室	3月31日午前10時まで	淡路市生穂新島8番地
	淡路市役所選挙管理委員会事務局事務局	3月31日午前10時以降	
宍粟市	宍粟市役所3階庁議室	3月31日午前10時まで	宍粟市山崎町中広瀬133番地6
	宍粟市選挙管理委員会事務局	3月31日午前10時以降	
加東市	加東市役所3階301・302 会議室	3月31日	加東市社50番地
	加東市役所3階加東市選挙管理委員会執務室	4月1日以降	



加古郡	兵庫県東播磨県民局応接室	3月31日午前中	加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1
	兵庫県東播磨県民局事務室 (総務企画室総務防災課)	3月31日午後以降	
神崎郡	兵庫県姫路総合庁舎503会議室	3月31日午前中	姫路市北条1丁目98番地
	兵庫県中播磨県民センター事務室(県民交流室総務防災課)	3月31日午後以降	



**兵庫県選挙管理委員会告示第11号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

選挙区	日 時	場 所
神戸市東灘区	4月10日 午前10時	神戸市東灘区役所4階大会議室
神戸市灘区	4月10日 午前10時	神戸市灘区役所5階501会議室
神戸市中央区	4月10日 午前10時	神戸市中央区役所8階801・802会議室
神戸市兵庫区	4月10日 午前10時	神戸市兵庫区役所8階801・802会議室
神戸市北区	4月10日 午前10時	神戸市北区役所7階災害対策本部兼会議室
神戸市長田区	4月10日 午前10時	神戸市長田区役所7階702会議室
神戸市須磨区	4月10日 午前10時	神戸市須磨区役所4階401会議室
神戸市垂水区	4月10日 午前10時	神戸市垂水区役所3階302・303会議室
神戸市西区	4月10日 午前10時	神戸市西区役所3階306会議室
姫路市	4月10日 午後1時30分	姫路市役所北別館2階204会議室
尼崎市	4月10日 午前11時	尼崎市議会議事堂第1委員会室
明石市	4月10日 午前10時	明石市役所議会棟第2委員会室
西宮市	4月10日 午前10時	西宮市役所東館7階研修室1
洲本市	4月9日 午後9時15分	洲本市文化体育館
芦屋市	4月9日 午後9時	芦屋市立精道小学校体育館
伊丹市	4月9日 午後9時30分	伊丹スポーツセンター体育館
相生市	4月9日 午後9時	相生市立総合福祉会館多目的ホール
豊岡市及び美方郡	4月10日 午前10時	豊岡市役所本庁舎3階会議室3-4
加古川市	4月9日 午後9時30分	加古川市立総合体育館
たつの市及び揖保郡	4月10日 午前11時	たつの市役所新館災害対策本部兼大会議室

赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	4月10日 午前10時	赤穂市役所204会議室
西脇市及び多可郡	4月10日 午後1時30分	西脇市役所大会議室
宝塚市	4月9日 午後9時30分	宝塚市立スポーツセンター総合体育館
三木市	4月9日 午後9時20分	三木山総合公園総合体育館
高砂市	4月9日 午後9時	高砂市総合体育館
川西市及び川辺郡	4月10日 午前10時30分	川西市役所大会議室
小野市	4月9日 午後8時50分	小野市総合体育館アルゴ
三田市	4月9日 午後9時15分	城山公園体育館
加西市	4月9日 午後8時50分	兵庫みらい農業協同組合JA会館大ホール
丹波篠山市	4月9日 午後9時10分	丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター
養父市及び朝来市	4月10日 午後1時30分	朝来市役所本庁舎4階会議室404
丹波市	4月9日 午後9時10分	丹波市立氷上住民センター体育館
南あわじ市	4月9日 午後9時15分	南あわじ市役所第2別館3階多目的ホール
淡路市	4月9日 午後9時	淡路市役所2号館3階大会議室
宍粟市	4月10日 午前10時30分	宍粟市役所3階庁議室
加東市	4月9日 午後9時	加東市役所2階201会議室
加古郡	4月10日 午後1時	兵庫県加古川総合庁舎5階会議室A
神崎郡	4月10日 午前11時	兵庫県姫路総合庁舎503会議室



**兵庫県選挙管理委員会告示第12号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区及び開票事務と選挙会事務を併せて行わない選挙区については、次のとおりとする。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

- 1 開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区  
洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市
- 2 開票事務を選挙会事務と併せて行わない選挙区  
神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市中央区、神戸市兵庫区、神戸市北区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、宍粟市



**兵庫県選挙管理委員会告示第13号**

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

選挙区	支出金額の制限額(円)	選挙区	支出金額の制限額(円)
神戸市東灘区	8,696,000	たつの市及び揖保郡	7,637,700
神戸市灘区	8,392,100	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	9,280,400
神戸市中央区	8,503,600	西脇市及び多可郡	8,009,000
神戸市兵庫区	7,659,300	宝塚市	9,229,800
神戸市北区	8,849,100	三木市	9,136,900
神戸市長田区	7,134,100	高砂市	10,017,400
神戸市須磨区	7,579,800	川西市及び川辺郡	8,227,500
神戸市垂水区	8,837,700	小野市	7,135,900
神戸市西区	9,382,500	三田市	7,672,800
姫路市	8,419,300	加西市	6,857,300
尼崎市	8,466,500	丹波篠山市	6,682,100
明石市	9,122,500	養父市及び朝来市	7,483,400
西宮市	8,630,600	丹波市	8,205,800
洲本市	6,900,200	南あわじ市	7,078,600
芦屋市	10,536,100	淡路市	6,914,800
伊丹市	8,525,300	宍粟市	6,407,600
相生市	5,863,600	加東市	6,568,300
豊岡市及び美方郡	7,685,800	加古郡	8,389,700
加古川市	8,425,600	神崎郡	6,743,600



**兵庫県選挙管理委員会告示第14号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,937
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	668,355



**兵庫県選挙管理委員会告示第15号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

(選 挙 区 名)

〔 選挙区における選挙権を有する  
者の総数の3分の1等の数 〕

神戸市東灘区	57,783
神戸市灘区	36,081
神戸市中央区	36,977
神戸市兵庫区	30,195
神戸市北区	59,628
神戸市長田区	25,977
神戸市須磨区	44,334
神戸市垂水区	59,490
神戸市西区	66,054
姫 路 市	139,265
尼 崎 市	128,376
明 石 市	83,895
西 宮 市	132,988
洲 本 市	12,049
芦 屋 市	26,651
伊 丹 市	55,726
相 生 市	7,886
豊岡市及び美方郡	30,408
加 古 川 市	72,700
たつの市及び揖保郡	30,022
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,608
西脇市及び多可郡	16,502
宝 塚 市	64,214
三 木 市	21,032
高 砂 市	24,568
川西市及び川辺郡	52,138
小 野 市	12,996
三 田 市	30,304
加 西 市	11,877
丹波篠山市	11,173
養父及び朝来市	14,391
丹 波 市	17,293
南 あ わ じ 市	12,766
淡 路 市	12,108
宍 粟 市	10,071
加 東 市	10,716
加 古 郡	18,031
神 崎 郡	11,420